

株 主 各 位

和歌山県和歌山市有本661番地
太 洋 工 業 株 式 会 社
代表取締役社長 細 江 美 則

第48期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第48期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成21年3月17日（火曜日）午後5時15分までに到着するようご返送いただきたく、お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年3月18日（水曜日）午前10時
2. 場 所 和歌山県和歌山市友田町五丁目18番地
ホテルグランヴィア和歌山 6階 ル・グラン
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 会議の目的事項
報 告 事 項 1. 第48期（平成19年12月21日から平成20年12月20日まで）
事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第48期（平成19年12月21日から平成20年12月20日まで）
計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.taiyo-xelcom.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成19年12月21日から
平成20年12月20日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済状況は、米国のサブプライムローン問題を発端とする世界的な金融危機の拡大に加え、急激な円高の進行、設備投資の鈍化、企業収益の減少、雇用情勢の悪化及び個人消費の伸び悩み等から景気後退の長期化懸念が強まりました。当社グループが属する電子基板業界は、デジタルスチルカメラ及びDVDレコーダーを中心としたデジタル家電の需要が堅調に推移したものの、収益面においては、韓国・台湾企業等を含む国内外の企業間競争の激化による製品価格の低下及び急激に進んだ円高等の影響により厳しい経営環境が続きました。このような経済環境の下、当社グループの主力事業である電子基板等事業においては、上期においてデジタル家電の需要が好調であったものの、フレキシブルプリント配線板（以下、「FPC」という。）メーカーの試作営業との競合、受注単価の下落及び一部の最終製品メーカー（以下、「セットメーカー」という。）の事業撤退等に伴い、売上高は減少いたしました。下期に入ってから、前述の減少要因に加えて、景気後退の影響等によるセットメーカーにおける新機種・新製品開発の抑制等から、売上高4,524百万円（前年同期比9.7%減）となりました。基板検査機事業においては、上期において国内の電子基板メーカー等のニーズに対応した高性能な新製品の投入を行ったこと等から売上高が増加したものの、下期においては海外の市場開拓を積極的に進める基板検査機メーカーとの競合等により売上高が減少し、売上高631百万円（同23.0%減）となりました。鏡面研磨機事業においては、グラビア印刷業界の不振に伴い、機械の設備投資意欲が後退していることから、売上高281百万円（同13.0%減）となりました。これらの結果、連結売上高は5,437百万円（同11.7%減）と、前連結会計年度に比べ717百万円の減収となりました。

損益については、主として売上高減少に伴う利益の減少、労務費の増加及び売上高外注加工費率の上昇等の影響により営業利益350百万円（同57.5%減）、経常利益320百万円（同59.7%減）、当期純損失95百万円（前年同期は455百万円の利益）となりました。

なお、中間期において、基板検査機事業及び鏡面研磨機事業における建物及び機械装置等の減損損失93百万円の計上、並びにたな卸資産評価損及び役員退職慰労引当金等に係わる繰延税金資産87百万円の取り崩しを行いました。また、決算期において、受注が計画どおり伸展しなかったこと等により収益性が低下したことから、主に、事業の種類別セグメント上、電子基板等事業に含めて表示しておりますエレクトロフォーミング事業における建物及び機械装置等の減損損失73百万円の計上を行いました。

事業の種類別セグメント別の売上状況は次のとおりであります。

区 分	第 47 期 (平成19年12月期)		第 48 期 (平成20年12月期)		前年同期比	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
電子基板等事業	千円 5,010,829	% 81.4	千円 4,524,336	% 83.2	千円 △486,492	% △9.7
基板検査機事業	820,575	13.3	631,464	11.6	△189,110	△23.0
鏡面研磨機事業	324,153	5.3	281,968	5.2	△42,184	△13.0
合 計	6,155,558	100.0	5,437,769	100.0	△717,788	△11.7

<電子基板等事業>

軽くて操作しやすく高画質機能を持つ一眼レフカメラの国内外市場が堅調に拡大し、新機種・新製品開発が積極的に行われたことにより、一部のセットメーカーからの受注は好調に推移いたしました。しかしながら、その他のセットメーカー及びF P Cメーカーは、上期において、F P Cメーカーの試作営業との競合、受注単価の下落及び一部のセットメーカーの事業撤退・縮小等により、売上高が減少いたしました。下期においては、上期の減少要因に加えて、景気後退及び料金制度改定による携帯電話の買い換え需要の減少等の影響に伴う新機種・新製品開発の抑制等から、セットメーカー向け及びF P Cメーカー向けの売上高は、ともに減少いたしました。

その結果、売上高4,524百万円（前年同期比9.7%減）となりました。

<基板検査機事業>

上期においては、国内の電子基板メーカー等のニーズに対応した高性能な新製品の投入を行ったことから、通電検査機を中心に売上高が増加いたしました。しかしながら、下期においては、アジアを中心とする海外の市場開拓を積極的に進める基板検査機メーカーとの競合が激化したこと及び景気後退による電子基板メーカーの設備投資意欲の後退等により売上高が減少し、通期の売上高も減少いたしました。

その結果、売上高631百万円（前年同期比23.0%減）となりました。

<鏡面研磨機事業>

顧客からの要望が多様化する中、生産性を考慮し顧客仕様に沿った製品を提供することで国内外における新たな販売チャネルの開拓に取り組み受注獲得に注力したものの、当社グループの主力顧客である国内グラフィカ印刷業界が依然として不振であることやその他産業においても景気後退により設備投資を抑制していることから、売上高が減少いたしました。

その結果、売上高281百万円（前年同期比13.0%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は292百万円でありました。その主なものは、電子基板等事業におけるF P C試作加工に係る、生産効率を向上させるための機械装置の取得であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において増資や社債発行による資金調達は行っておりません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 45 期 (平成17年12月期)	第 46 期 (平成18年12月期)	第 47 期 (平成19年12月期)	第 48 期 (平成20年12月期)
売 上 高(千円)	5,979,631	6,316,727	6,155,558	5,437,769
経 常 利 益(千円)	1,057,162	1,007,427	796,394	320,675
当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	539,547	571,304	455,620	△95,131
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	92.70	97.89	77.90	△16.26
総 資 産(千円)	5,918,660	6,225,785	6,739,934	5,871,475
純 資 産(千円)	3,471,191	3,888,950	4,251,467	4,031,116

- (注) 1. 第46期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
3. 平成17年11月10日付で普通株式1株を2株に分割しております。なお、第45期の1株当たり当期純利益は期首に当該株式分割が行われたものとして計算しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議 決権比率	主要な事業内容
株式会社ミラック	20,000千円	100.0%	円筒鏡面研磨機の製造
TAIYO TECHNOLEX (THAILAND) CO., LTD.	2,000千バーツ	49.0%	基板検査機の販売及び サービス・サポート

(4) 対処すべき課題

① 電子基板等事業の拡大

電子基板等事業は、今後も事業拡大を見込んでおりますが、長期的視点からは徐々に成熟に向かうものと考えております。当社グループが継続して成長を続けていくためには、新たな収益の柱となるF P C試作のノウハウを活かしたF P C試作関連事業の構築が必要であると考えており、事業の開発に関しては、研究開発や収益を重視したM&Aの実施等幅広い視野で検討を行い、経営資源の効率的投入を行うことで更なる拡大を目指してまいります。

② 基板検査機事業の拡大

通電検査機においては、引き続き潜在的な導通不良検出機能の開発を行ってまいります。外観検査機においては、強い顧客要求である高速検査とコストパフォーマンスに優れた一般基板用自動機の開発、また、検査機能をアップした新規ソフトウェアの開発を行ってまいります。

これらを通じて、高精細化が進む電子基板の検査ができる高付加価値製品の開発から販売、保守サービスまでを行える一貫体制を構築し、更なる業容拡大を図るとともに、安定的に収益を確保できる体制の構築を目指してまいります。

③ 安定した収益体制の構築

デジタル機器等の小型軽量化・薄型化ニーズと高機能化に対応した基板精度技術の進歩により、これまでリジッド板が採用されてきた機器・部位にリジッド板に代わりF P Cが採用され、用途・需要ともに拡大傾向が続くものと、当社グループでは考えております。しかしながら、その一方でF P Cメーカーの試作営業との競合等による受注単価の下落もあるものと考えております。このような状況の中で、当社グループは、電子基板等事業・基板検査機事業を中心に、新技術の採用や新製品の投入をもって受注拡大を図り、安定した収益体制を構築してまいります。

④ 生産性向上

従来の露光工程に新たな露光機の導入を行い、特殊な形状や高精細領域の露光作業の半自動化を行います。これにより従業員の能力差に影響されにくい安定した品質の生産体制を構築し、更に加工時間を短縮することで労務費の削減に取り組み、生産性向上に努めてまいります。

⑤ エレクトロフォーミング事業の強化

当社はめっき過程を高度に制御し、めっき金属で高寸法精度を有する微細金属製品を製作する技術を有しており、既存製品の販路拡大とともに新たな用途開発を行うことで事業の拡大を図ってまいります。

⑥ 販路の拡大

業務提携先である(株)協栄システムとの連携も含め、顧客ニーズ（品質、価格、サービス等）に対応した新製品の開発を行い、保守サービス体制の充実を図り、また、海外市場での営業を強化し、販路の拡大と収益の向上を目指してまいります。

⑦ コーポレートガバナンスの強化及び内部統制システムの構築と運用

透明性の高い経営体制や適正な内部統制システムの構築を重要課題とし、その構築を行ってまいりました。今後はこれを適正に運用することでより効率的な組織運営を行う体制を構築し、コーポレートガバナンスの充実・強化を図り、企業価値の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成20年12月20日現在）

当社グループは、電子基板、基板検査機、鏡面研磨機等の製造・販売を主たる業務としております。電子基板等事業については、F P Cの製造において、試作関連業務に特化しております。

事業の種類別セグメント別の主要製品は次のとおりであります。

区 分	主 要 製 品
電子基板等事業	フレキシブルプリント配線板、エレクトロフォーミング加工品
基板検査機事業	プリント基板通電検査機、プリント基板機能検査機、プリント基板外観検査機
鏡面研磨機事業	円筒鏡面研磨機

(6) 主要な営業所及び工場（平成20年12月20日現在）

① 当社の主要な事業所

本 社 工 場	和歌山県和歌山市
東 京 事 業 所	東京都千代田区
川 崎 事 業 所	川崎市幸区
九 州 事 業 所	大分県国東市

② 子会社の主要な事業所

株 式 会 社 ミ ラ ッ ク	和歌山県和歌山市
TAIYO TECHNOLEX (THAILAND) CO., LTD.	タイ王国バンコク市

(7) 使用人の状況（平成20年12月20日現在）

① 企業集団の使用人の状況

区 分	使用人数	前連結会計年度末比増減
電子基板等事業	203名	(減) 10名
基板検査機事業	56名	(減) 3名
鏡面研磨機事業	14名	増減なし
全社（共通）	39名	(減) 3名
合 計	312名	(減) 16名

(注) 上記使用人数は、就業人員数（嘱託及び派遣社員を含む）を表示しており、
使用人兼務役員及びパートタイマーを含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
293名	(減) 17名	36.8歳	8.8年

- (注) 1. 上記使用人数は、就業人員数（嘱託及び派遣社員を含む）を表示しており、
使用人兼務役員及び当社から社外への出向者並びにパートタイマーを含んでおりません。
2. 平均年齢及び平均勤続年数は、就業人員より嘱託及び派遣社員を除いて算出しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成20年12月20日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	369,240千円
株 式 会 社 紀 陽 銀 行	317,086千円
株 式 会 社 南 都 銀 行	86,670千円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	25,003千円
株 式 会 社 関 西 ア ー バ ン 銀 行	2,400千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成20年12月20日現在）

- ① 発行可能株式総数 23,280,000株
- ② 発行済株式の総数 5,850,000株
- ③ 株主数 1,484名
- ④ 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する株主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
細 江 美 則	2,101,536株	35.9%

（注）出資比率は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成20年12月20日現在）

地 位	氏 名	担当及び他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	細 江 美 則	TAIYO TECHNOLEX (THAILAND) CO., LTD. 代表取締役社長
取 締 役	川 幡 敏 次	管理本部長兼経理部長
取 締 役	坂 田 吉 啓	電子部品部長
取 締 役	堀 井 健 司	電子工場長
取 締 役	阪 口 豊 彦	経営企画部長
常 勤 監 査 役	松 本 聰	
監 査 役	山 口 修	山口修法律事務所所長
監 査 役	深 津 康 之	公認会計士深津康之事務所所長

- （注）
- 1. 代表取締役社長細江美則は、子会社㈱ミラックの取締役を兼務しております。
 - 2. 監査役全員は、社外監査役であります。
 - 3. 監査役深津康之は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (一名)	59,220千円 (一十千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	7,946千円 (7,946千円)
合 計 (うち社外役員)	9名 (3名)	67,166千円 (7,946千円)

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与（賞与含む）36,275千円を含んでおりません。

2. 取締役の報酬限度額は、平成16年3月18日開催の第43期定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご決議いただいております。

3. 監査役の報酬限度額は、平成19年3月15日開催の第46期定時株主総会において年額30百万円以内とご決議いただいております。

4. 上記の支給額には、役員退職慰労引当金の当事業年度における引当額9,295千円（取締役5名分9,149千円、監査役1名分146千円（うち社外監査役1名分146千円））及び退任取締役に支払った役員退職慰労金の当期引当額209千円を含んでおります。

ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

平成20年3月18日開催の第47期定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役にに対し支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

取締役1名に対し6,130千円

（金額には、上記イ. に含めた金額209千円及び過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた退職慰労引当金の繰入額830千円が含まれております。）

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の会社との兼任状況（他の会社の業務執行者である場合）及び当社と当該他の会社との関係

該当事項はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	活 動 状 況
監査役	松 本 聰	当事業年度に開催された取締役会21回及び監査役会12回の全てに出席いたしました。 元経営者として培われた豊富な経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための積極的な意見・提言等を適宜行っております。
監査役	山 口 修	当事業年度に開催された取締役会21回及び監査役会12回の全てに出席いたしました。 主に弁護士としての知識や経験に基づき、特に、法律や法令遵守の観点からの積極的な意見・提言等を適宜行っております。
監査役	深 津 康 之	当事業年度に開催された取締役会21回及び監査役会12回の全てに出席いたしました。 主に公認会計士としての知識や経験に基づき、特に、財務・会計の観点からの積極的な意見・提言等を適宜行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

新日本有限責任監査法人

(注) 新日本監査法人は、平成20年7月1日付で有限責任監査法人に移行したことにより、新日本有限責任監査法人となりました。

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	18,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である財務報告目的の内部統制の整備・運用・評価等にかかる助言業務を委託し、対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、以下に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

- ① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. コンプライアンス体制の基礎として、企業倫理憲章及び法令等遵守規程を定める。
 - ロ. 取締役会は、内部統制システムの基本方針を策定し、取締役による内部統制の実施状況について定期的及び随時に報告を受け、報告を指示し、内部統制の実施状況を監督し、適宜、内部統制システムの基本方針の見直しを行う。
 - ハ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、代表取締役社長の下、各部門を担当する管掌役員、及び各部門長が迅速に遂行する。また、内部牽制機能を確立するために、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの権限、実行責任者の明確化及び適切な業務手続きを定めるものとする。
 - ニ. 代表取締役社長は、取締役会が決定した本内部統制システムの基本方針に基づく内部統制の整備及び運営に責任を負い、企業倫理憲章の内容を当社の最優先課題とすること及びそのための内部統制の履践の重要性を役員及び従業員に周知徹底する。とりわけ、内部統制に係る情報の伝達が従業員において正確かつ迅速に行われるような環境の醸成に努める。
 - ホ. 総務部においてコンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役員及び従業員の教育等を行う。内部監査部門は、総務部と連携の上、コンプライアンスの実施状況を監査する。これらの活動は定期的に取締役会に報告するものとする。
 - ヘ. 取締役がコンプライアンス上の問題を発見した場合は遅滞なく監査役に報告するものとし、取締役会においても報告するものとする。
 - ト. 従業員が直接報告することを可能とする社内通報システムを整備し、社内通報規程に基づきその運用を行うものとする。
 - チ. 従業員は、自らが担当する業務に関する内部統制手続に習熟し、その実践に努めるとともに、担当業務に関して発生する内部統制上の課題、欠陥その他問題点の発見に努め、それらを統括する部門長に報告する責任を負う。

リ． 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関係遮断に取り組み、不当要求行為に対しては毅然とした態度で対応するものとし、その旨を企業倫理憲章において定め、役員及び従業員に周知徹底するとともに、それを実現するために必要な体制を整備する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程に基づき、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、リスク管理規程に基づき、当社グループのリスクカテゴリー毎の責任部署を定め、総務部、経営企画部において当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。新たに発生したリスクについては速やかに担当部署を定める。内部監査部門がグループ各部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取締役会に報告し、問題がある場合は取締役会において改善策を審議・決定する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、経営目標を明確に設定し、その達成について、IT技術を活用した管理会計を導入し、これを活用した経営改善を全社的に検討することにより、業務の効率化を図る。

- イ． 役員及び従業員が共有する全社的な社内情報システムを情報システム部門が一元管理し、業務の効率化を図る。
- ロ． 役員及び従業員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この目的に基づく3事業年度を期間とする中期経営計画を策定する。
- ハ． 取締役会は、中期経営計画を具体化するため、中期経営計画に基づき、毎期、事業部門毎の予算を設定する。
- ニ． 各部門を担当する管掌役員は、各部門が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を決定する。
- ホ． 月次の業績はITを積極的に活用したシステムにより迅速に管理会計としてデータ化し、取締役会に報告する。

- へ. 取締役会は、毎月、この結果をレビューし、各部門を担当する管掌役員に目標未達の要因の分析、その要因を排除・低減する改善策を報告させ、必要に応じて目標を修正する。また、管掌役員は、各部門が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を改善する。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社グループは、経理規程等社内規程を整備するとともに、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適法性及び適正性を確保するための社内体制を構築する。
 - ロ. 経営企画部は、関係会社管理規程に基づき、子会社の管理を行うものとする。取締役はグループ各社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告するものとする。
 - ハ. 内部監査部門は、グループ各社と協議のうえ、内部監査を実施する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ. 監査役は経営企画部所属の従業員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとして、監査業務を補助させる。
 - ロ. 監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員はその命令に関して、取締役、経営企画部長等の指揮命令を受けないものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 取締役及び従業員は、監査役に対して、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、社内通報システムによる通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備する。

- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 代表取締役社長と監査役の定期的な意見交換会を設ける。
 - ロ. 重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、経営会議に出席することができる他、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類を閲覧し、役員及び従業員に対しその説明を求めることができる。
 - ハ. 監査役が監査の実施にあたり、独自に顧問弁護士を雇用し、又は必要に応じて公認会計士、コンサルタント、その他の外部アドバイザーを雇用し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
 - ニ. 監査役が会計監査人から監査内容について説明を受けるとともに、情報交換を行う等緊密な連携を図れるように配慮する。

連結貸借対照表

(平成20年12月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,557,735	流 動 負 債	1,396,846
現金及び預金	780,276	支払手形及び買掛金	136,351
受取手形及び売掛金	1,025,443	短期借入金	679,229
たな卸資産	684,283	1年内償還予定の社債	100,000
繰延税金資産	24,316	未払法人税等	117,083
その他	43,414	製品保証引当金	6,830
固 定 資 産	3,313,739	その他	357,351
有 形 固 定 資 産	2,390,241	固 定 負 債	443,512
建物及び構築物	717,561	長期借入金	121,170
機械装置及び運搬具	277,450	長期未払金	119,834
土地	1,374,577	退職給付引当金	92,665
その他	20,650	役員退職慰労引当金	109,842
無 形 固 定 資 産	44,845	負 債 合 計	1,840,358
投資その他の資産	878,652	純 資 産 の 部	
投資有価証券	282,045	株 主 資 本	4,062,258
長期性預金	300,000	資本金	793,255
保険積立金	105,667	資本剰余金	916,555
繰延税金資産	101,953	利益剰余金	2,352,448
その他	101,854	評価・換算差額等	△33,312
貸倒引当金	△12,869	その他有価証券評価差額金	△33,620
資 産 合 計	5,871,475	為替換算調整勘定	307
		少 数 株 主 持 分	2,170
		純 資 産 合 計	4,031,116
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,871,475

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成19年12月21日から
平成20年12月20日まで）

（単位：千円）

科 目	金	額
売 上 高		5,437,769
売 上 原 価		3,814,864
売 上 総 利 益		1,622,905
販売費及び一般管理費		1,272,704
営 業 利 益		350,200
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	13,323	
そ の 他	23,229	36,552
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	22,088	
そ の 他	43,989	66,077
経 常 利 益		320,675
特 別 利 益		
貸倒引当金戻入益	363	363
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	935	
固 定 資 産 売 却 損	183	
減 損 損 失	167,735	
投資有価証券評価損	10,685	179,540
税金等調整前当期純利益		141,498
法人税、住民税及び事業税	161,458	
法人税等調整額	73,264	234,722
少数株主利益		1,907
当 期 純 損 失		95,131

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成19年12月21日から
平成20年12月20日まで）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算差額等			少数株主 持分	純資産合計
	資本金	資 本 剰余金	利 益 剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成19年 12月20日残高	793,255	916,555	2,535,329	4,245,139	6,272	55	6,328	—	4,251,467
連結会計年度 中の変動額									
剰余金の配当			△87,750	△87,750					△87,750
当期純損失			△95,131	△95,131					△95,131
株主資本以外 の項目の連結 会計年度中の 変動額(純額)					△39,892	252	△39,640	2,170	△37,469
連結会計年度中 の変動額合計	—	—	△182,881	△182,881	△39,892	252	△39,640	2,170	△220,351
平成20年 12月20日残高	793,255	916,555	2,352,448	4,062,258	△33,620	307	△33,312	2,170	4,031,116

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

連結子会社の数	2社
連結子会社の名称	株式会社ミラック TAIYO TECHNOLEX (THAILAND) CO., LTD.

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

③ 議決権の過半数を所有しているにもかかわらず子会社としなかった会社等の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、在外連結子会社であるTAIYO TECHNOLEX (THAILAND) CO., LTD. の事業年度の末日は10月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結会計年度の末日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。他の連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(5) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。

ロ. その他有価証券

時価のあるもの

連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。移動平均法に基づく原価法によっております。

時価のないもの

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて、入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ハ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品

基板検査機・鏡面研磨機 個別法に基づく原価法によっております。
その他 総平均法に基づく原価法によっております。

原材料

基板検査機 移動平均法に基づく原価法によっております。
その他 総平均法に基づく原価法によっております。
(会計方針の変更)

従来、基板検査機事業における原材料については総平均法による原価法を採用していましたが、当連結会計年度より移動平均法による原価法を採用しております。この変更は、事務処理の迅速化・効率化及びより適正な期間損益計算を行う事を目的に新システムを導入したことによるものであります。なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

当社及び国内連結子会社は定率法、また、在外連結子会社は当該国の会計基準の規定に基づく定率法によっております。

ただし、当社及び国内連結子会社が平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

(追加情報)

当社及び国内連結子会社は、法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。

ロ. 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 製品保証引当金

販売済み製品の無償補修費用の支出に備えるため、過去の支出割合に基づく必要額を計上しております。

ハ. 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、簡便法により、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額（自己都合退職による期末要支給額）に基づき計上しております。
過去勤務債務は、発生年度に一括償却しております。

（追加情報）

当社及び国内連結子会社は、確定給付型の制度として厚生年金基金制度及び適格退職年金制度を併用しておりましたが、平成20年3月21日よりポイント制退職年金制度を導入しております。

本移行に伴い、退職給付債務が40,389千円減少（過去勤務債務の発生）しております。

また、平成20年6月1日より適格退職年金制度を廃止して確定拠出年金制度に移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用しております。

確定拠出年金制度への移行に伴う損益に与える影響はありません。

ニ. 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、在外子会社の事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。

ロ. 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

(6) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

- | | |
|--------------------|-------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 2,071,745千円 |
| (2) 受取手形割引高 | 246,369千円 |
| (3) 偶発債務 | |

当社は、在外連結子会社TAIYO TECHNOLEX (THAILAND) CO., LTD. への出資に関して、(株)りそな銀行に対し、(株)りそな銀行の子会社であるTD CONSULTING CO., LTD. の出資額1,872千円(720千パーツ)の保証を行っております。

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	5,850,000株	一株	一株	5,850,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成20年3月18日開催の第47期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 87,750千円
- ・1株当たり配当金額 15円
- ・基準日 平成19年12月20日
- ・効力発生日 平成20年3月19日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの

平成21年3月18日開催予定の第48期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 87,750千円
- ・1株当たり配当金額 15円
- ・基準日 平成20年12月20日
- ・効力発生日 平成21年3月19日

4. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 688円71銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 16円26銭 |

5. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成20年12月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,335,028	流動負債	1,174,394
現金及び預金	658,019	買掛金	175,424
受取手形	22,826	短期借入金	345,003
売掛金	996,431	一年以内返済予定の長期借入金	184,226
製品	221,762	未払金	154,716
原材料	150,315	未払費用	125,060
仕掛品	171,832	未払法人税等	116,901
前払費用	24,463	未払消費税等	18,344
繰延税金資産	24,316	預り金	46,398
その他	65,059	製品保証引当金	6,830
固定資産	3,271,980	その他	1,489
有形固定資産	2,239,970	固定負債	438,473
建物	633,016	長期借入金	121,170
構築物	84,258	長期未払金	119,834
機械及び装置	275,932	退職給付引当金	87,626
車両運搬具	1,518	役員退職慰労引当金	109,842
工具器具備品	14,341	負債合計	1,612,867
土地	1,228,982	純資産の部	
建設仮勘定	1,920	株主資本	4,027,761
無形固定資産	44,845	資本金	793,255
ソフトウェア	43,480	資本剰余金	916,555
電話加入権	1,365	資本準備金	916,555
投資その他の資産	987,164	利益剰余金	2,317,951
投資有価証券	282,045	利益準備金	10,412
関係会社株式	116,430	その他利益剰余金	2,307,539
出資金	13,290	繰越利益剰余金	2,307,539
関係会社長期貸付金	24,000	評価・換算差額等	△33,620
長期性預金	300,000	その他有価証券評価差額金	△33,620
保険積立金	82,959	純資産合計	3,994,141
破産更生債権等	12,869	負債・純資産合計	5,607,009
長期前払費用	12,038		
繰延税金資産	101,953		
その他	54,446		
貸倒引当金	△12,869		
資産合計	5,607,009		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成19年12月21日から
平成20年12月20日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額	
売 上 高		5,430,507
売 上 原 価		3,858,088
売 上 総 利 益		1,572,418
販売費及び一般管理費		1,184,527
営 業 利 益		387,891
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	13,556	
そ の 他	25,285	38,842
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	17,780	
そ の 他	37,679	55,459
経 常 利 益		371,274
特 別 利 益		
貸倒引当金戻入益	363	363
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	935	
固 定 資 産 売 却 損	183	
減 損 損 失	150,410	
投資有価証券評価損	10,685	162,215
税 引 前 当 期 純 利 益		209,422
法人税、住民税及び事業税	161,182	
法 人 税 等 調 整 額	73,264	234,446
当 期 純 損 失		25,024

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成19年12月21日から
平成20年12月20日まで）

（単位：千円）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その 他有 価証 券 評 価 差 額 金		評価・換算 差額等合計
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 合 計	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計				
平成19年12月20日残高	793,255	916,555	916,555	10,412	2,420,313	2,430,726	4,140,536	6,272	6,272	4,146,809	
事業年度中の変動額											
剰余金の配当					△87,750	△87,750	△87,750			△87,750	
当期純損失					△25,024	△25,024	△25,024			△25,024	
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）								△39,892	△39,892	△39,892	
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	△112,774	△112,774	△112,774	△39,892	△39,892	△152,667	
平成20年12月20日残高	793,255	916,555	916,555	10,412	2,307,539	2,317,951	4,027,761	△33,620	△33,620	3,994,141	

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関係会社株式 移動平均法に基づく原価法によっております。
- ② 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。
- ③ その他有価証券
時価のあるもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて、入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

④ たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品

基板検査機

その他

原材料

基板検査機

その他

個別法に基づく原価法によっております。

総平均法に基づく原価法によっております。

移動平均法に基づく原価法によっております。

総平均法に基づく原価法によっております。

（会計方針の変更）

従来、基板検査機事業における原材料については総平均法による原価法を採用していましたが、当事業年度より移動平均法による原価法を採用しております。この変更は、事務処理の迅速化・効率化及びより適正な期間損益計算を行う事を目的に新システムを導入したことによるものであります。なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

(追加情報)

法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 製品保証引当金

販売済み製品の無償補修費用の支出に備えるため、過去の支出割合に基づく必要額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、簡便法により、当事業年度の末日における退職給付債務の見込額（自己都合退職による期末要支給額）に基づき計上しております。

過去勤務債務は、発生年度に一括償却しております。

(追加情報)

当社は、確定給付型の制度として厚生年金基金制度及び適格退職年金制度を併用しておりましたが、平成20年3月21日よりポイント制退職金制度を導入しております。

本移行に伴い、退職給付債務が34,969千円減少（過去勤務債務の発生）しております。

また、平成20年6月1日より適格退職年金制度を廃止して確定拠出年金制度に移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用しております。

確定拠出年金制度への移行に伴う損益に与える影響はありません。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく期末未支給額を計上しております。

(4) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

① 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

② 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	1,971,515千円
(2) 受取手形割引高	246,369千円
(3) 偶発債務	

当社は、在外連結子会社TAIYO TECHNOLEX (THAILAND) CO., LTD. への出資に関して、(株)そな銀行に対し、(株)そな銀行の子会社であるTD CONSULTING CO., LTD. の出資額1,872千円（720千パーツ）の保証を行っております。

(4) 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	50,237千円
短期金銭債務	47,923千円
長期金銭債権	24,000千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	9,895千円
仕入高	267,079千円
営業取引以外の取引高	34,537千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当該事業年度の末日における自己株式はありません。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	35,400千円
役員退職慰労引当金	44,376千円
貸倒引当金	2,973千円
未払事業税	9,092千円
たな卸資産評価損	67,228千円
会員権評価損	1,656千円
投資有価証券評価損	1,461千円
減損損失	60,765千円
減価償却超過額	7,670千円
未払社会保険料	11,440千円
製品保証引当金	2,759千円
その他有価証券評価差額金	22,789千円
その他	2,909千円
繰延税金資産小計	270,526千円
評価性引当額	144,256千円
繰延税金資産合計	126,269千円
繰延税金負債	
繰延税金負債合計	－千円
繰延税金資産（負債）の純額	126,269千円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) リース物件の取得原価相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得原価相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械及び装置	177,056千円	130,187千円	46,868千円
工具器具備品等	55,402千円	46,893千円	8,508千円
合計	232,458千円	177,080千円	55,377千円

(2) 未経過リース料期末残高相当額

未経過リース料期末残高相当額	
1年内	39,701千円
1年超	18,278千円
合計	57,979千円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	53,939千円
減価償却費相当額	50,229千円
支払利息相当額	1,940千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得原価相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社ミラック	100.0%	役員の兼任1名 資金の貸付 子会社商品の販売	資金の貸付	50,000	その他流動資産	50,000
				商品仕入	266,706	買掛金	41,923
子会社	TAIYO TECHNOLEX (THAILAND) CO.,LTD.	49.0%	役員の兼任1名 資金の貸付 コンサルティング業務委託 当社製品の販売及びサービス・サポート	資金の貸付	24,000	長期貸付金	24,000
				コンサルティング業務委託	24,000	未払金	6,000

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

市場価格を勘案して一般的取引と同様に決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	682円76銭
(2) 1株当たり当期純損失	4円28銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年2月6日

太洋工業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山本操司 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤嘉章 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、太洋工業株式会社の平成19年12月21日から平成20年12月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、太洋工業株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年2月6日

太洋工業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本操司 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤嘉章 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、太洋工業株式会社の平成19年12月21日から平成20年12月20日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年12月21日から平成20年12月20日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年2月10日

太平洋工業株式会社 監査役会

常勤監査役 松本 聰 ㊟
監査役 山口 修 ㊟
監査役 深津 康之 ㊟

(注) 監査役全員は、社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題のひとつと位置づけており、内部留保の充実や配当性向等を勘案しつつ、収益状況に応じた利益還元を行うことを基本方針としております。当事業年度の業績は事業報告に記載のとおり厳しい結果となりましたが、株主の皆様の日頃のご支援とご期待にお応えし、積極的に利益還元を行うべく、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金15円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は87,750,000円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成21年3月19日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 定款変更の理由

(1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下、「決済合理化法」という。）の施行に伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。

- ① 決済合理化法附則第6条の定めにより、当社は株券電子化の施行日（平成21年1月5日）において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、当社定款第7条（株券の発行）を削除し、併せて株券に関する文言の削除及び修正を行うものであります。
- ② 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主及び実質株主名簿に関する文言の削除及び修正を行うものであります。

- ③ 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (2) 株主の権利行使に際しての手続きについて、株式取扱規則に定める旨を明確にする等、所要の変更を行うものであります。(変更案第11条)
- (3) その他、必要な規定及び文言の加除、修正等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(株券の発行)	
第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。	【 削 除 】
第8条 【 条文省略 】	第7条 【 現行どおり 】
(単元株式数及び単元未満株券の不発行)	(単元株式数)
第9条 【 条文省略 】	第8条 【 現行どおり 】
2 当社は、 <u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u>	【 削 除 】
(単元未満株式についての権利制限)	(単元未満株式についての権利制限)
第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。	第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利	(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利	(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利	(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 【 条文省略 】</p> <p>2 【 条文省略 】</p> <p>3 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 【 現行どおり 】</p> <p>2 【 現行どおり 】</p> <p>3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当会社の株式、新株予約権等に関する手続き及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当会社の株式及び新株予約権等に関する取扱い並びに手数料、並びに株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>
<p>第13条 ? 【 条文省略 】</p> <p>第40条 【 新 設 】</p>	<p>第12条 ? 【 現行どおり 】</p> <p>第39条</p> <p>附則</p> <p>第1条 当会社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載又は記録に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第2条 当会社の株券喪失登録簿への記載又は記録は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第3条 本附則第1条ないし本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</p>

第3号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって監査役深津康之氏が任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

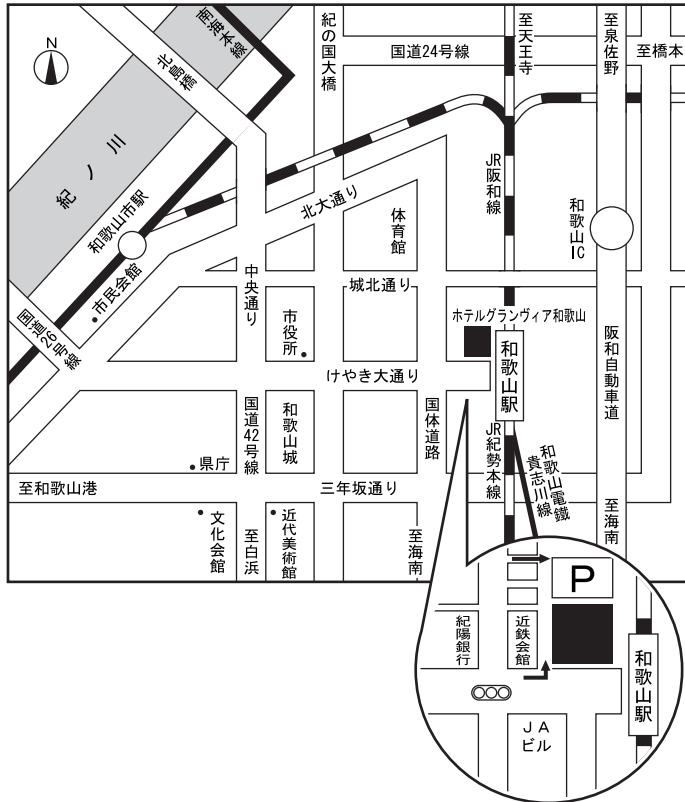
氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに他の法人等の代表状況等	所有する当社の株式の数
深津康之 (昭和19年3月6日生)	昭和46年11月 等松・青木監査法人（現監査法人トーマツ）大阪事務所入所 昭和50年3月 日本公認会計士協会登録（現任） 昭和55年9月 国際連合本部財務局（米国ニューヨーク州）勤務 昭和61年2月 公認会計士深津康之事務所開設 所長就任（現任） 平成17年3月 当社監査役就任（現任）	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 深津康之氏は、社外監査役候補者であります。
3. 深津康之氏を社外監査役候補者とした理由は以下のとおりであります。
同氏は事業会社で経営に直接関与した経験はありませんが、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有することから、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。
4. 候補者は、現在、当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって4年となります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：和歌山県和歌山市友田町五丁目18番地
ホテルグランヴィア和歌山 6階 ル・グラン
TEL 073-425-3333（代表）



- 交通 ○JR「和歌山駅」より徒歩1分
○南海「和歌山市駅」より車で約15分
○「関西国際空港」より車で約50分
リムジンバス（空港⇄和歌山駅）